

会 議 録			
第3回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成26年2月6日 午後3時30分	
開催場所		和光市役所 5階 503会議室	
開催時刻	午後3時30分	閉会時刻	午後4時35分
出席委員		事務局	
菅野 隆		保健福祉部	
金子 正義		部長	東内 京一
井上 千恵		長寿あんしん課長	亀井 誠
山口 はるみ		長寿あんしん課	
石渡 まさ子		統括主査	井口 雄一
栗原 才子		統括主査	飯田 真子
平内 紀子		統括主査	山本 敦子
星野 安正		主査	渡邊 康弘
柴崎 豊明		主事	木村 繭子
大谷 鐵子			
木暮 晃治			
藤田 志津子			
松根 洋右			
欠 席 委 員			
津川 知子			
荻野 比登美			
備			
考			
会議録作成者氏名		渡邊 康弘	

## 会 議 内 容

事務局

それでは、ただいまから、平成25年度第3回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様につきましてはご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、今回、新たに委員になられた2名の方に委嘱書を交付させていただきます。

選出区分「サービス事業者」のニチイケアセンター和光 中島徳子委員の事業所退職に伴い、その後任として井上千恵委員。

部長

(委嘱書交付)

事務局

次に、選出区分「地域包括支援センター運営部会」の民生委員 森下弘子委員の民生委員退任に伴い、その後任として平内紀子委員。

部長

(委嘱書交付)

事務局

お二方とも任期は前任者の委嘱期限である平成26年5月31日までとなりますので、よろしくお祈いします。

(井上委員 自己紹介)

(平内委員 自己紹介)

事務局

この協議会の会議は原則公開になっておりますので、傍聴の方が来られております。

本来、運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただくところですが、本日市長が不在ですので、東内保健福祉部長が代理で行います。

部長

(挨拶)

(部長から会長へ諮問書を手交)

事務局

それでは、会長より協議会を開会していただきたいと思ひます。よろしくお祈いします。

菅野会長

ただいまから、平成25年度第3回和光市介護保険運営協議会を

事務局	<p>開会いたします。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。</p> <p>委員15名のうち、2名の委員から欠席の連絡を受けています。欠席委員は、津川委員、荻野委員となります。</p>
菅野会長	<p>本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている委員の過半数の要件を充足しておりますので、会議の方は成立となります。</p> <p>議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(配布資料の確認)</p>
菅野会長	<p>なお、傍聴者の方への配布資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいま、諮問がありましたので、これに基づき議事に入ります。</p> <p>まず、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順でございますが、金子委員、井上委員、議事録の署名をお願いします。</p> <p>それでは、諮問事項1「平成25年度和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料No.1「平成25年度和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）(案)」に沿いまして、今回の補正予算についてご説明します。</p> <p>今回の補正予算では、既定の介護保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ110万円を減額し、30億7,707万9千円とするものです。</p> <p>1ページの歳入に関しましては、県支出金（介護保険事業費補助金）の減額分、財産収入、一般会計からの繰入金のうち事務費繰入金の増額分、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費繰入金の減額分を計上しております。</p> <p>介護保険事業費補助金は、社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業の対象者が見込みより少なかったことにより、歳出に連動し、県の補助負担分299万5千円を減額し、財産収入の介護給付費準備基金運用利子として3万2千円、一般会計繰入金では、事務費繰入</p>

金として280万7千円をそれぞれ増額し、その他一般会計繰入金で、社会福祉法人等利用者負担軽減事業の歳出に連動し98万4千円を減額し、歳入の補正合計額につきましては、110万円の減額となっております。

次に2ページをお開きください。

今回の補正予算における歳出につきましては、消費税の改正に伴い介護報酬・区分支給基準限度額の改定に対応するためのシステム改修に関するもの、調査業務委託では、主治医の意見書手数料、認定調査業務委託料の増額補正に関するもの、社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業費補助金の減額補正に関するものを計上しております。

順にご説明いたしますが、款1「総務費」項1「総務管理費」目1「一般管理費」につきましては、消費税の改正に伴い介護報酬・区分支給基準額の改定に対応するためのシステム改修業務委託料を127万6千円増額計上しております。

次に、項3「介護認定審査会費」、目2「認定調査費」につきましては、主治医の意見書手数料で、更新在宅、更新施設の対象者が当初の推計より増加したことから、64万7千円を増額し、訪問調査委託料で、委託件数が増加したことから88万4千円を増額補正するものです。

続きまして、款6「利用者負担額軽減制度事業費」、項1「利用者負担額軽減制度事業費」、目1「利用者負担額軽減制度事業費」につきましては、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金で、当初の推計より対象者数が少なかったことから、393万9千円を減額するものです。

3ページですが、款8基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金では、利子が確定した分として3万2千円を増額補正するものです。

以上を合わせまして、歳出の補正合計額につきましては、110万円の減額となっております。

また、4ページをご覧ください。今回の110万円の減額だけでなく、介護保険特別会計全体を見渡していただけるように、歳入歳出それぞれ全体のものをお付けしています。

以上で、説明を終わります。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願い

	<p>します。</p>
山口委員	<p>社会福祉法人等に関する利用者負担軽減について、利用が少なかった理由は何ですか。</p>
事務局	<p>当初、要件から全体で66名と推計していましたが、要件を満たした方の申請が30件ということで、見込みより少なかったことから減額したものです。</p>
菅野会長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>諮問事項1「平成25年度和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
菅野会長	<p>異議がないので、原案のとおりとします。</p> <p>次に進みます。</p> <p>諮問事項2「平成26年度和光市介護保険特別会計当初予算」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料No.2「平成26年度和光市介護保険特別会計当初予算（案）」に沿いまして、平成26年度の当初予算についてご説明します。</p> <p>平成26年度の予算では、第5期介護保険事業計画として策定した「長寿あんしんプラン」では、地域包括ケアシステムの構築による介護保障と自立支援の確立を目指し、ニーズに応じた住まいが確保されることを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心と健康を支援するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できる体制づくりを目標とし、推進してまいりました。計画の最終年度である平成26年度和光市介護保険特別会計予算は、第5期計画の介護保険事業の基本目標及び平成24年度、平成25年度の事業実績を踏まえ、計画を着実に実行するためのものとするとともに更なる地域包括ケアシステムの充実を図ることを含め予算を編成いたしました。</p> <p>平成26年度の新規事業といたしましては、北エリアにおけるサ</p>

ービス付き高齢者向け住宅の整備、介護予防拠点の整備。

平成26年度予算の歳出は、事業計画で推計していたものを、直近の給付実績や新しいサービスの見込み供給量に基づき補正したものに なります。

続いて、歳入ですが、歳入の主な構成としましては、介護保険料、国・県等からの負担金、補助金及び交付金、一般会計からの繰入金で構成されています。

歳入の22.8%を占める介護保険料は、被保険者数の増加率を反映したものとしております。

歳入の見込みに連動する形で推計される国・県等の補助金は、構成割合が57.8%となっております。その他、保険給付費、各種事業費及び事務費等に充当するため、歳入予算の19.3%にあたる部分を一般会計や介護給付費準備基金からの繰入金を計上し、予算を編成しております。

続いて、予算規模ですが、平成26年度の予算額は、31億1,480万5千円で、平成25年度当初予算と比較しまして、3.3%の増加となっております。

3頁をご覧ください。

平成26年度の年間被保険者数の平均の予想として、事業計画値ですが、12,876人を予想しております。平成25年度の計画値と比較しますと611人、5.0%の伸びとなっております。内訳ですが、平成25年度と比較し、65歳から74歳の前期高齢者の方が、377人増となり、結果7,403人となる予定です。75歳以上の後期高齢者の方は234人、4.5%の増加で、5,473人の予定となっております。

どちらかという、前期高齢者の伸びが大きい状況となっております。

高齢化率は16.2%、平成25年度と比較し0.7%の増加となっております。

保険料の基準額は、変わらず4,150円となっております。

続いて、歳入のご説明です。4ページになりますが、歳入の主なものとして、介護保険料7億1,131万円を予定しております。国庫支出金5億6,162万6千円、支払基金交付金8億2,492千円、県支出金4億1,449万2千円、一般会計繰入金5億4,282万1千円、介護保険給付費準備基金繰入金5億9,460万円となっております。

続いて、歳出のご説明です。5ページになりますが、総務費として、1億6,535万1千円を計上しております。主なものとしては、地域包括支援センターの事業委託費1億996万6千円があります。

保険給付費ですが、総額は、27億6,209万4千円で、内訳は、主なもので居宅サービス費15億7,104万5千円、施設サービス費9億5,654万7千円を計上しています。また、介護予防サービス等諸費として、7,484万3千円、その他諸費として270万2千円、高額介護等サービス諸費として、7,160万円、特定入所者介護サービス等費として、8,535万4千円を計上しております。

続いて、6ページをご覧ください。

市町村特別給付費について、紙おむつ等サービス費、地域送迎サービス費、食の自立・栄養改善サービス費として、合計6,396万7千円を計上しております。地域支援事業費については、まちかど健康相談室に関する経費を含め1億1,007万2千円を計上しております。

今年度から実施しております利用者負担額軽減制度事業費は、183万2千円を計上しております。

また、保険福祉事業費として9,812万円を計上しております。

次ページ以降に詳細資料を添付しておりますので、目を通していただければと思います。

11ページ 国庫負担金等積算根拠①をご覧ください。

先ほど給付の箇所でご説明した内容の細かい内訳ですが、網掛けが掛けられている項目が、施設サービス費、それ以外は、居宅系のサービス費になります。

居宅と施設に分かれて、国・県からの交付金の割合が決まっておりますので、それぞれのパーセンテージを掛けて、合計を出したものが、次のページの表で負担割合としてお示ししております。このような割合で、国・県、支払基金から交付を受け、一般財源として保険料から捻出した金額で給付をまかなっております。

続きまして、地域支援事業についてご説明いたします。

次のページをご覧ください。地域支援事業として、1億1,007万2千円を計上しております。内容として、介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業・任意事業費を計上しています。介護予防・日常生活支援総合事業費の内訳ですが、要支援・二次予

	<p>防事業費として5,656万7千円、一次予防事業費として2,588万9千円を計上しております。</p> <p>お配りしている平成26年度地域支援事業日程表のとおり、要支援者向け・二次予防事業対象者向けとして、パワーアップコースや元気アップコース等の10事業13教室について、250名ほどの参加を見込んでおります。</p> <p>また、通所事業所において要支援者を介護予防・日常生活支援総合事業で受け入れる体制づくりのため、「負担金・補助金」に新たな事業として予算計上しております。</p> <p>一次予防事業費としては、介護予防健康測定会、閉じこもり予防事業としてのうえるかむ事業、運動系教室等の5事業の外、単発の講座を行い950名程度の参加を見込んでおります。</p> <p>また、新たに西大和団地の商業スペースに「まちかど健康相談室」を介護予防拠点として開所し、介護予防事業の委託料を一次予防事業費に計上しております。地域支援事業のご説明は以上です。</p> <p>続きまして、歳入の介護保険料についてご説明いたします。</p> <p>資料No.2の4頁をご覧ください。介護保険料7億1,131万円の内訳ですが、全体の被保険者数を13,385人と見込み、特別徴収の割合は全体の約86%、普通徴収の割合は約14%となっておりますので、それぞれの収納率を掛けて積算しております。保険料段階では、10段階のうち第5段階の方が20%を超える構成割合となっております。</p> <p>平成26年度当初予算の説明は、以上です。</p>
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
井上委員	利用者負担額軽減制度事業費については、今年度からという説明でしたが、以前から実施されていなかったのでしょうか。
事務局	今年度ということで、平成25年度から実施している事業です。
木暮委員	地域支援事業関係で、本町小の3B体操についてはうえるかむ事業と対象者は同じですか、また、一緒に実施しているのですか。
事務局	対象者は同じというわけではありません。

	午前、午後で分かれて実施しており、一緒の実施ではありません。
木暮委員	3 B体操の案内は市民に伝わっているのでしょうか。
事務局	3 B体操は2次予防事業を卒業した方が利用しており、市及び地域包括支援センターから該当する方々に紹介させていただいています。
菅野会長	それでは、採決を行います。 諮問事項2「平成26年度和光市介護保険特別会計当初予算」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
菅野会長	異議がないので、原案どおりとします。 次に進みます。
菅野会長	諮問事項3「和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(案)」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	「和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(案)」について、ご説明します。 条文は資料3にあるとおりですが、説明は資料5「地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)に伴う条例の制定について」をご覧ください。 この第3次一括法は、前回の衆議院解散に伴い廃案となった事項と地方からの提案等を受けた見直し事項について関係法令の整備を行うこととなったもので、今回介護保険法については、職員等の資格・定数等の見直しにあたる地域包括支援センターに関する人員、運営に関する基準等が市によって定められることとなりました。 4頁をご覧ください。和光市地域包括支援センター事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(案)のうち、国の基準に従うべき基準として、職員の配置等の基準があります。 もう一つ、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情

	<p>に応じて異なる内容を定めることを許容する参酌すべき基準があり、条例で定めることとなっています。</p> <p>6頁をご覧ください。今回、和光市独自に条例化する主な項目です。</p> <p>第一に、和光市における人員配置の考え方として、専門3職種は必ず置くこととし、3職種以外の職員についても市長が地域の実情に合わせて置くことができることとします。</p> <p>第二に、和光市に合わせたコミュニティケア会議の目的等について規定します。</p> <p>第三に、地域包括支援センターと指定介護予防支援に関する業務を一体で置くことの義務付けについて規定します。</p> <p>第四に、介護予防事業を和光市が実施している総合事業に改めることについて規定します。</p> <p>第五に、和光市暴力団排除条例に関する条文について規定します。</p> <p>説明は以上です。</p>
菅野会長	<p>事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。</p>
木暮委員	<p>説明の中にあつた参酌すべき基準について教えてください。</p>
事務局	<p>これまで国の政令・省令によって地域包括支援センターの運営等の基準は決まっていますが、地域主権の流れの中で市町村が条例で定めることとなりました。</p> <p>参酌すべき基準は、市町村が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて独自に内容を定めることができる基準です。</p> <p>従うべき基準、独自に定める参酌すべき基準、それぞれ条例で定めることとしています。</p> <p>和光市独自に条例に規定したこととして、一つは国の基準で配置を定められている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種以外に市長が地域の実情に応じて異なる職種を配置することができることとしたものです。</p> <p>また、コミュニティケア会議について条例に規定したことも、和光市の独自のものです。</p>
山口委員	<p>来年度は、現在の人員を増やすことについては決まっていないの</p>

	ですか。
事務局	<p>現行の5名という体制をベースとしていきますが、平成27年度には医療と介護の連携を推進するため、関係機関と連携を図る役割を担う認知症専門の看護師などの配置を検討していきます。</p>
菅野会長	<p>現場の実情に応じて、人員配置を考えていただきたいと思います。それでは、採決を行います。</p> <p>諮問事項3「和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（案）」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
菅野会長	<p>異議がないので、原案どおりとします。</p> <p>次に進みます。</p> <p>諮問事項4「和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）」について、ご説明します。</p> <p>条文は資料4にあるとおりですが、ご説明は先程と同じく資料5「地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）に伴う条例の制定について」をご覧ください。</p> <p>この条例は、先程説明した地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準と連動した制定です。</p> <p>従うべき基準として人員基準等があり、国の基準どおりとします。</p> <p>参酌すべき基準としては、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準があります。</p> <p>7頁をご覧ください。今回、和光市独自に条例化する事項ですが、和光市は、現在、新規の要支援者に対しても、介護予防支援サービ</p>

	<p>ス計画について、コミュニティーケア会議に付議して、介護予防支援への専門的見地からのアドバイス、計画作成における効果的取組の地域包括支援センター職員間での共有のために行っていますが、そのことを条例化するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菅野会長	<p>事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。</p>
菅野会長	<p>利用者が要支援から要介護へ移行する際のケアマネジャー等との連携がスムーズに行われるようになるということでしょうか。</p>
事務局	<p>他の市では必ずしも連携がうまくいっていないということですが、和光市ではコミュニティーケア会議等を通じ、これまでも要支援から要介護、あるいは要介護から要支援へ移行した場合の連携については、地域包括支援センターと各ケアマネジャーの連携が構築されている状況です。</p>
菅野会長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>諮問事項4「和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
菅野会長	<p>異議がないので、原案どおりとします。</p> <p>次に進みます。諮問事項5「指定介護予防支援事業者の更新に係る北地域包括支援センターの継続」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「指定介護予防支援事業者の更新に係る北地域包括支援センターの継続」について、ご説明します。</p> <p>北地域包括支援センターについては、平成20年4月に株式会社日本生科学研究所に事業委託されるとともに、指定介護予防支援事業者の指定についても受けたところです。今回、平成26年3月3</p>

	<p>1日をもって指定介護予防支援事業者の指定期間が終了するため、北地域包括支援センターの継続について審議いただくものです。</p> <p>北地域包括支援センターが担当する圏域の高齢者人口は2,300人で、平成24年度のケア会議やケアプラン作成の実績については資料にあるとおりです。ケアプランの外部への委託については、市から転居された方の委託のみとなっています。</p> <p>また、介護予防サービスの申請等については、現地で説明を行うとともに必要なサービス提供を行っています。</p> <p>地域包括支援センターとして和光市の方針を十分理解して、運営を行ってきておりますので、継続についてご承認をいただきたいと考えています。以上です。</p>
菅野会長	<p>事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。</p>
大谷委員	<p>更新する期間はどのくらいになるのですか。</p>
事務局	<p>指定介護予防支援事業者の更新は6年ごとということで、期間は6年間になります。</p>
菅野会長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>諮問事項5「指定介護予防支援事業者の更新に係る北地域包括支援センターの継続」について、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。</p>
事務局	<p>異議なし</p>
菅野会長	<p>異議がないので、原案どおりとします。</p> <p>その他、事務局から何かありますか。ありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>ご審議ありがとうございました。今回ご審議いただいた内容につきましては、3月議会の中で、議員の皆様方にご審議いただき平成26年度から取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>平成27年4月には第6期がはじまり、介護予防の方向性に伴う制度改正もごさいます。その制度改正を見据えて、平成26年度は第6期計画を策定してまいります。</p>

菅野会長

また、地域包括ケアシステムの更なる充実を図るため、皆様のご意見を頂戴しながら医療と介護の連携をはじめ多職種連携を推進してまいりたいと思いますのでご協力よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

それでは、これで平成25年度第3回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

<閉会>

議事録署名人

\_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ 印